

豊橋市立新吉保育園重要事項説明書

1 事業者

名 称	豊橋市
代表者の氏名	豊橋市長 浅井 由崇
所在地	愛知県豊橋市今橋町1番地
電話番号	0532-51-2315 (保育課)
条例の目的に 定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2 保育園の概要

名 称	豊橋市立新吉保育園
所在地	愛知県豊橋市新吉町1-2
電話番号	0532-52-2711
事業認可年月日	昭和46年10月1日
施設長の氏名	園長 高田 洋子
利用定員	3号認定……80名 (3号の年齢区分は4月1日を基準とします。)
保育の内容	乳児保育、延長保育
職員への研修の 実施状況	職種・経験に基づき、各自の仕事のレベルを高めるため、全ての職員に実施
嘱託医	内科・小児科：さかとクリニック 坂戸 信行 歯科医：はれの森デンタルクリニック 森井 理太

3 施設の概要

敷地面積	572.85 m ²
建 物	RC造2階建 延べ床面積：515.95 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室・調理室・沐浴室・遊戯室・屋外運動場
設備の内容	冷暖房

4 施設の目的

子ども・子育て支援法に示す基本理念を踏まえつつ、児童福祉法及び関係法令並びに関係条例を遵守し、保育所保育指針に基づき、子どもの心身等の状況に応じた保育の提供を行う。
--

5 運営の方針

あなたが大好きという気持ちの中で、「自分から遊ぼうとする思い」や、「みんなと一緒にいて楽しい」という気持ちを家庭や地域と共に育て、見守る保育を目指します。

6 職員体制（令和6年4月1日現在）

園長	1人	主任保育士	1人	保育士	16人		
調理員	2人	嘱託医	1人				



7 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時45分から午後7時00分（土曜日午後6時00分）延長保育含む
休園日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

8 年間行事

月	行事内容
4	◎入園式 ◎誕生会
5	◎内科健診 ◎誕生会
6	◎歯科健診 ◎誕生会 ◎保育参観、懇談会
7	◎七夕会 ◎誕生会
8	◎誕生会
9	◎誕生会
10	◎内科健診 ◎誕生会
11	◎いっしょにあそぼ！ ◎誕生会
12	◎クリスマス会 ◎誕生会
1	◎誕生会 ◎保育参観、懇談会
2	◎まめまき会 ◎誕生会
3	◎ひなまつり会 ◎誕生会 ◎卒園の会

9 毎日の流れ

時 間	0・1・2 歳児	
	3号認定	
7:45	早朝保育	
8:30	登 園	
9:00		自 由 遊 び <div data-bbox="1117 582 1428 750" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> お友だちや保育士 とゆったり遊びま す </div>
9:15	おやつ	
9:30	発達に応じた活動	
11:00	<div data-bbox="438 985 742 1153" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 遊びの中から簡単 な社会性の芽生え を養います </div>	給 食 <div data-bbox="1029 985 1412 1153" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> いつも出来たて 美味しい手作り 給食、離乳食 </div>
12:00	午 睡	
14:30		
15:00	おやつ	
	自 由 遊 び	
	順次降園	
16:30 ～	短時間認定 → 延長保育 標準時間認定 → 長時間保育	
18:45 ～ 19:00	標準時間認定 → 延長保育	

10 給食

給食の方針	
	給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、様々な献立を工夫し、安全でおいしい給食を提供します。また、離乳期の子どもさんには一人一人に合わせた離乳食を用意しています。
昼食・おやつ	
	毎月月末に翌月の献立表を保護者専用 WEB サイトに掲載します。
アレルギーなどへの対応	
	アレルギーが疑われる場合、医師が作成した生活管理指導表を提出してください。個別にご相談の上、生活管理指導表に基づき当園で可能な物は、除去して対応します。
衛生管理	
	調理員及び主任保育士、0歳児担当職員は、毎月検便を行っています。保健所による食品衛生監視指導のもと、適切な衛生管理を行っています。

11 入園時に必要な書類

1	住居を確認するもの
2	保護者の連絡先を明示するもの
3	子どもの体調を確認するもの（病歴、予防接種の記録、アレルギーなど）
4	子どもの嗜好や生活習慣を知るもの

12 保護者と保育園の連絡について

連絡帳・ICT・絆ネットの活用	
	子どもが毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分コミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。そこで、園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。体温、体調、食事、遊び、排便状況など、子どもの家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせください。
園だより・クラスだよりの発行	
	行事や連絡事項、注意事項などをお知らせする園だより・クラスだよりを、毎月1回発行します。保護者専用 WEB サイトに掲載します。

13 保護者会

保護者からご意見を頂いたり意見を交換する場として、保護者の自主運営による保護者会があります。年に1回総会があり、保護者会主催の行事内容などについてお知らせします。

1.6 園の利用に際し留意していただくこと

登園時間	
	登園は午前9時までにお願ひします。午前9時よりクラス活動が始まります。
欠席する場合、または登園の時間が遅れる場合	
	保護者専用WEBサイトから、当日の午前9時まで連絡申し込みが出来ます。当日の電話連絡(TEL52-2711)は、午前8時から午前9時までにしてください。
お迎えが遅れる場合	
	通常保育(保育短時間認定)の場合は午後4時まで、長時間保育(保育標準時間認定)の場合は午後5時まで電話連絡してください。
毎朝の検温、体調の確認	
	子どもの体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願ひします。登園時に、不調または発熱が疑われる場合は、職員が検温をします。登園前には、ご家庭で①食欲の有無②発熱の有無③排便の状態など、いつもの様子と異なっていないか確認してください。
感染症について	
	麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下線炎(おたふくかぜ)・インフルエンザなど学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、登園してください。
発熱のある場合	
	熱が37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。また、登園後38.0℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
与薬について	
	医療行為にあたるため、原則として与薬は行えません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限り、お預かりし保育士が与薬します。その場合、くすり連絡票と共に保育士に手渡しさせていただきます。

1.7 その他の留意事項

禁止事項	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は止めてください。
------	-----------------------------------

1.8 賠償責任保険の加入

全国市長会賠償責任保険に加入しています。	
	1事故 500,000,000円 1名につき 50,000,000円

19 緊急時の対応

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医に連絡をとるなど、必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、責任を持ってしかるべき対処をしますので、あらかじめご了承ください。

緊急連絡通報先

***嘱託医**

内科・小児科 さかとクリニック 坂戸 信行

豊橋市大手町101

TEL 0532-52-5146

***豊橋市中消防署**

豊橋市東松山町23

TEL 0532-52-0119

***豊橋警察署**

豊橋市八町通三丁目8

TEL 0532-54-0110

20 非常災害時の対策・防犯対策

防災計画	新吉保育園危機管理マニュアル
防火管理者	園長 高田 洋子
避難訓練	火災及び地震を想定した訓練を月1回実施
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯
防犯設備	非常通報装置・防犯カメラ
避難場所	第1避難場所：園庭 第2避難場所：神明公園

2 1 虐待防止のための措置

子どもの人権擁護・虐待防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。

○虐待防止責任者：園長 高田 洋子

2 2 相談・苦情

新吉保育園 相談・苦情対応	*相談・苦情受付担当者：主任保育士 平尾 加依 T E L 0532-52-2711
	*相談・苦情解決責任者：豊橋市役所こども未来部保育課 保育課長 大岩 博 T E L 0532-51-2318
	*第三者委員：豊橋市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表 今井 美代子 T E L 0532-64-6845 豊橋創造大学短期大学部教授 青嶋 由美子 T E L 050-2017-2258
上記以外の 相談・苦情 受付窓口	*愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会 名古屋市東区白壁 1-50 T E L 052-212-5515 (月～金 8:30～17:15)

2 3 守秘義務及び個人情報の取扱い

職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、下記の場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

【外部提供について】

業務上知り得た子どもや保護者に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において、外部提供することがあります。

- 子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認及び施設等利用給付認定に関し、市町村（保育課）へ必要な情報提供を行うこと。
- 小学校への入学、他の特定子ども・子育て支援提供者、教育・保育施設等へ転園する場合など当施設における保育の終了に際して、他の施設・事業所への円滑な移行・接続が図れるよう、必要な連絡調整を行うこと。
- 兄弟姉妹が他の特定子ども・子育て支援施設等に在園する場合において、他の施設・事業所等との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

【施設内での掲示について】

日々の保育の必要性に応じて、子どもの誕生日、写真、名前が記入してあるものなど、施設内に掲示することがあります。

令和 年 月 日

保育の提供の開始について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 豊橋市立 新吉保育園
説明者 職名 園長 高田 洋子

令和 年 月 日

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、本施設（新吉保育園）の保育の提供の開始に同意しました。

利用者（保護者） 住 所
氏 名